

# 青森県報

第三千二百八十一号

平成二十二年  
八月二十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
家畜商講習会の開催……………	(畜産課) …… 三
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 四
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営支援課) …… 四
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 五
換地処分……………	(都市計画課) …… 五
公安委員会……………	(同) …… 六
指定講習機関の代表者の氏名変更の届出……………	(運転免許課) …… 六
運転免許取得者教育機関の代表者の氏名変更の届出……………	(同) …… 六

## 告 示

青森県告示第五百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
大垣胃腸科眼科	三戸郡三戸町大字川守田字沖中五七の三	平成三・八・三

青森県告示第五百七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）。以下「例による生活保護法」という。（第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
畑山 恵	八戸市大字尻内町 字八百刈一三〇の イ一〇三 エクセルシテ	ふれあい心の サービス八戸	八戸市根城五丁目 一三の一五 市川 店舗一号	平成 三・四・一

新山詩織	十和田市西二番町九の二八	〃	〃
小山貞雄	三沢市東岡三沢二丁目四一の二六三	〃	〃
工藤 誠	五所川原市大字稲実字米崎一一九の一二二	まこと整骨院	五所川原市大字稲実字米崎一一九の一二二
			三・六〇

青森県告示第五百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	土橋 一太	三戸郡階上町大字田代字松原八	ふれあい心のサービス	八戸市城下四丁目二一の三八	平成三・四・一
変更後				八戸市根城五丁目一三の五号 市川店舗	

青森県告示第五百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
株式会社八代	弘前市大字南富田町八の七	訪問介護	ケアサービス	スハロー	弘前市大字南富田町一一の一	平成三・八・二

青森県告示第五百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所名称	所在地	指定年月日
株式会社八代	弘前市大字南富田町八の七	ケアサービス	スハロー	弘前市大字南富田町一一の一	平成三・八・二

青森県告示第五百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	株式会社八	名称又は氏名	弘前市大字南富田町八の七	介護予防サービスの種類	訪問介護	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	スケアサービスハロー	所在地	弘前市大字南富田町一の一	指定年月日	平成三〇・八・二
---------------	-------	--------	--------------	-------------	------	------------------	----	------------	-----	--------------	-------	----------

青森県告示第五百七十五号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催日時  
平成二十二年十月七日午前九時から同月八日午後五時まで
- 二 開催場所  
青森県庁北棟八階A会議室 青森市新町二丁目三の一
- 三 講習科目及び時間数  
講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。
- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成二十二年九月十六日まで

図面番号	道路類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			西津軽郡深浦町大字関字柝沢六一四から 西津軽郡深浦町大字関字柝沢六一四一まで	前	一七・六〇メートルから 三四・五〇メートルまで	二八三・四〇メートル	

でに青森県農林水産部畜産課に提出すること。

- 1 三千四百円（獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円）分の青森県収入証紙
- 2 写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）
- 3 住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付を受けたもの）
- 4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し

五 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域農林水産部及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。
- 2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- 3 受講者は、最寄りの公共交通機関を利用すること。
- 4 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地域農林水産部に問い合わせること。

青森県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年九月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

1		国		道		一〇一号	
西津軽郡深浦町大字関字柝沢一の一八五から 西津軽郡深浦町大字関字柝沢七二の一まで		西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五〇の一六から 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜六の八まで		西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五〇の二三から 西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬二一七の一四八まで		西津軽郡深浦町大字轟木字扇田五三から 西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二一一の三九七まで	
後	前	後	前	後	前	後	前
六七・五〇メートルまで	一二・五〇メートルから 六七・五〇メートルまで	一四・五〇メートルから 六八・五〇メートルまで	一七・五〇メートルから 一九・五〇メートルまで	一四・五〇メートルから 六八・五〇メートルまで	一三・五〇メートルから 一〇四・〇〇メートルまで	一四・五〇メートルから 一〇四・〇〇メートルまで	一〇四・〇〇メートルから 五〇三・五〇メートル
二、三九二・一〇メートル	二、三九二・一〇メートル	一、五〇〇・五〇メートル	二、二四七・四〇メートル	一、五〇〇・五〇メートル	一、三四一・一〇メートル	五〇三・五〇メートル	五〇三・五〇メートル

**公 告**

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リンク・障害者の生活と就労を支援するネットワーク

三 代表者の氏名

遠藤 喜志雄

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字青樹町一六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、就労を希望する障害者、その家族及び関係者に対し、地域生活をすすめるために必要な支援及び就労支援を行うことによつて、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
共同不動産管理株式会社 青森市中央二丁目九の八 代表取締役 吉田亮	共同不動産管理株式会社 青森市中央二丁目九の八 代表取締役 川鍋尚弘	平成三・六・三〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエタ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役社長 前田恵三 外

四 届出年月日

平成二十二年八月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年八月二十七日から同年十二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十二月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、和田西部地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年八月三十日から同年九月二十八日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、五所川原市から五所川原都市計画事業南部地区土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九十七号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、指定講習機関である「株式会社マツダドライビングスクール青森」から代表者の氏名変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	柳谷 レイ子	柳谷 恒次	平成二十二年八月一日

青森県公安委員会告示第九十八号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、運転免許取得者教育機関である「株式会社マツダドライビングスクール青森」から代表者の氏名変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十七日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	柳谷 レイ子	柳谷 恒次	平成二十二年八月一日

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭